

No.	頁	見出し	意見要約	回答
1	3	I-1 前期基本計画期間の財政計画	提示された経常的経費だけの財政計画では、私は、「基本計画の基礎」の役割を果たしているとは思えません。行政は、この財政計画がその役割を果たしていると考えているのですか。また、何故、このような不完全な財政計画をベースに「基本計画」の策定を行ったのですか。	基本計画は将来都市像を実現するための施策の方向性を示したものです。ここで示した施策を具体的に進めていくために、様々な予算事業を実施することになります。この予算事業は現在精査中です。施策の方向性に沿って、費用を抑えつつ成果を上げる事業を構築した段階で、財政計画を示すこととしております。
2	3	I-1 前期基本計画期間の財政計画	何故、普通建設事業費を含めた財政予測ができないのですか。そして、どうすればできるのですか。	今回記載している財政計画は、注記の通り経常経費にかかる金額です。この時点での留保財源等を基に、計画期間中に実施できる普通建設事業費等を精査します。今後、具体的な予算事業や公共施設再生を中心とした事業を構築し、普通建設事業費を含めた財政計画を策定します。
3	3	I-1 前期基本計画期間の財政計画	この様な不完全な財政計画で、「実施計画」の実効性をどの様に担保するつもりですか。	予算事業は現在精査中です。収支のバランスを勘案し、施策の方向性に沿って、費用を抑えつつ成果を上げる事業を構築します。
4	3	I-1 前期基本計画期間の財政計画	普通建設事業費を含めた財政予測に基づく財政計画を作成し、それを前提とした「基本計画」を提示して、市民に意見を問いただすことが、「住民主体のまちづくり」を目指す行政の務めです。そのためには、「前期基本計画」の策定時期を遅らせることも考え、再提示すべきです。	基本計画は将来都市像を実現するための施策の方向性を示したものです。具体的な事業の前提として、施策の方向性を示す必要があり、基本計画は早期に策定すべきものと考えております。
5	11	Ⅲ-1 1章1節 2項 地域福祉の推進 3項 高齢者支援の推進	自宅介護と気軽な近所見回りに、頼みやすく・頼まれやすい「地域サービス券制度が良い」と思う。	ご意見については、今後の市政運営へのご提案として受け止めさせていただきます。
6	42	Ⅲ-1 2章2節1項 市街地整備の推進	市街化調整区域の農家・地権者に対し「生産性のある具体的な提案」が優先されるべきである。「JR津田沼駅南口周辺開発に於ける全体計画」は、余りにも開発事業者に支配されてしまった。行政の企画・計画力が問われている。	地権者や営農者とともに将来のあるべき姿を検討してまいります。
7	45	Ⅲ-1 2章2節2項 住宅施策の充実	UR袖ヶ浦団地「賃貸住宅約三千戸の再生計画」は習志野市と住民が協力しURに対し「持続するまち」を提言する。	まちづくりにあたっては、事業者と連携を図り進めてまいります。
8	49	Ⅲ-1 2章2節3項 道路交通施策の推進	「市街化調整区域整備計画」は市民期待の「生活道路網の整備」である。「長期基本計画」の最重要課題として早期完成を期待する。	交通需要の変化等を考慮しつつ、計画道路の見直しの必要性について判断します。
9	58	Ⅲ-1 2章3節 自然と調和する環境づくりの推進	「ハミングロード」と合わせ「水と緑のまち宣言」をすべきである。習志野市の街路樹選定は計画性が無かった。	事業者等と緑化協定の締結を進めていくとともに、街路樹やハミングロードの整備等を実施します。
10	71	Ⅲ-1 3章1節1項 子育て・子育ての支援	「保育ニーズの多様化」と「放課後児童会」等には地域コミュニティとの関連が基となる。小学校を拠点とする「コミュニティ協議会」「高齢者の集い」は地域と児童の交流の場となり、子育て～高齢者世代の開放的な地域コミュニティ活動拠点として、それらのサポートにあたるだろう。	ご指摘の通りと考えております。地域との協働による子育て支援を推進していく事で、子どもが健やかに育つ環境が整っていくと考えております。
11	78	Ⅲ-1 3章2節2項1号 信頼を築く習志野教育の進展	其々の自治体毎に教育委員会及び幼児保育、児童教育、小・中一貫教育等の在り方が見直される。習志野市「文教住宅都市宣言」はその理念を喪失した。先進教育の事例を含め研究すべきである。	教職員の資質向上、社会からの要請に対する的確に対応するため、計画的な研修や学校訪問での指導・支援により、教師の指導力を高め、学校教育の向上を図ってまいります。また、文教住宅都市憲章は今後も堅持するものであり、その理念は受け継いでまいります。
12	82	Ⅲ-1 3章3節1項1号 生涯学習推進のまち 習志野の推進	武蔵野市には地域コミュニティづくりの拠点として、公設民営20カ所のコミュニティセンターが整備され「自主参加、自主企画、自主運営」の自主三原則に則って市民によって組織される各地域の「コミュニティ協議会」によって運営されている。「市立図書館・生涯学習・スポーツ振興」第4期基本構想・長期計画は10年を掛けている。これ等先進市を早急に見習うべきである。	学習・芸術・文化等の活動を自主自立して行うことができる体制づくりを図ってまいります。

No.	頁	見出し	意見要約	回答
13	93	Ⅲ-2 自立的都市経営の推進【経営改革の基本理念】	1 経営資源の有効活用による最適な行政サービスの提供 地方分権・地域主権改革の進展や市民ニーズの多様化といった変化には、行政主導型 → 住民主導を理念にした行政サービスが必要である。	市でなければ担うことができない「行政サービスの範囲」を明確化し、市民との協働、民間活力の導入の拡大を図ってまいります。
14	93	Ⅲ-2 自立的都市経営の推進【経営改革の基本理念】	2 持続可能な財政構造の構築 確かな将来都市構想[都市マスタープラン]を掲げ、地域コミュニティの醸成をすすめ、市民参加型による[公共施設再生]を図るべきである。	基本構想との連携を図った都市マスタープランを現在策定中です。公共施設再生は、協議会の設置やシンポジウムの開催、地域の意見交換会の開催等、市民参加での実施を図っております。
15	93	Ⅲ-2 自立的都市経営の推進【経営改革の基本理念】	3 協働型社会における自治体経営の推進 行政主導型体制の変革と市民権型コミュニティ形成の時代である。 ・ 町会組織 → 自主参加、自主企画、自主運営を三原則とするコミュニティ協議会の形成。 ・ 地方行政 → 市民サービス業務に徹する。 ・ 市議会 → コミュニティ協議会を代表し、行政に対し提言とその運営を明確に監視する。	ご意見については、今後の市政運営へのご提案として受け止めさせていただきます。
16	97	Ⅲ-2 重点プロジェクト1 公共施設の再生	「平成26年度～平成27年度」では、「公共施設再生計画」の「第1期と第2期」であり、「第3期(H38～50年度)」がないこととなります。資産管理室が示している計画期間に合わせるか、「公共施設再生計画」は「第3期」もあることを明記すべきです。	ご指摘の通り、計画期間に明記します。
17	97	Ⅲ-2 重点プロジェクト1 1節 (1) 基本方針	市民広場を囲む市庁舎・シビックセンターを核として、四箇所の地域学習拠点・各小・中学校及び地域活動拠点は、公設民営化のもと、企画・運営等を地域コミュニティ協議会に委託する。	ご意見については、今後の市政運営へのご提案として受け止めさせていただきます。
18	97	Ⅲ-2 重点プロジェクト1 1節 (2) 施策の方向	危険な施設、使用可能施設等の緩やかな改築・再編は、地域コミュニティの「自主参加、自主企画、自主運営」三原則のもとに進める。	No.14のとおりです。
19	98	Ⅲ-2 重点プロジェクト1 2節 (2) 1) 公共施設再生に向けた推進体制の整備	耐震補強後の校舎は「スケルトンインフィル」に依る改修部と解体部」及び学級編成・地域交流の在り方など、地域住民を交え慎重に再考慮すべきである。	No.14のとおりです。
20	98	Ⅲ-2 重点プロジェクト1 2節 (2) 2) モデル事業の取組	●大久保地区公共事業再編 既存施設の老朽化・改築は急を要するが、整理統廃合はあり得ない。既存図書館を増改築し地域学習拠点モデル施設とする。中央公園は市民憩いの広場として緑化整備、中途なスポーツ施設と勤労会館改修、駐車・駐輪場などを充実すべきである。	今後具体的な計画を策定する際の参考とさせていただきます。
21	98	Ⅲ-2 重点プロジェクト1 2節 (2) 2) モデル事業の取組	●新庁舎等建設 将来都市像の拠点施設として新庁舎等建設基本計画がされるべきである。市民公園広場を囲み、市庁舎、市民交流センターの核として市民会館、健康センター、中央図書館、消防本部等で「シビックセンター」を構成する。	市庁舎は市の重要な拠点施設であります。限られた財源の中では、大規模な施設を建設することはできません。利用方法を工夫するなど、対応を図ってまいります。
22	98	Ⅲ-2 重点プロジェクト1 2節 (2) 3) 各施設所管課との調整及び連携	全て「市民協働型社会」構築に依る。	No.14のとおりです。
23	100	Ⅲ-2 重点プロジェクト2 財政健全化	「市民協働型社会」の基、市民監視機能を有効にする。	市民の皆様への情報伝達は、情報公開制度の活用や積極的な広報活動に努めております。 また、行政運営は、市民の代表として選挙を通じて選出された市長と市議会の両輪で行っており、市民の皆様とともにまちづくりを進めております。
24	100	Ⅲ-2 重点プロジェクト2 財政健全化	「重点プロジェクト2 財政健全化」と「Ⅲ-2 自立的都市経営の推進(P93)」の内容は、「第一次経営改革大綱」の策定と実施であり、同じことを言っているではありませんか。なぜ、別項目を設ける必要があるのか、行政の意図を説明して下さい。	自立的都市経営の推進は、基本構想の目標達成を下支えるため、重点プロジェクト1・2・3及びその他を含む、経営改革全てを指します。よって、重点プロジェクトは、「自立的都市経営の推進」の一部となります。

No.	頁	見出し	意見要約	回答
25	100	Ⅲ-2 重点プロジェクト2 財政健全化	従来、行財政や経営改革に関する計画の策定と推進状況を審議する機関の一つとして「行政改革懇話会(後に、経営改革懇話会)」という市民を委員とする第三者機関がありました。現在はありません。何故、従来設置していたような第三者機関などを設けて、広く市民からの意見を聞こうとしないのですか。また、その様な機関の設置の考えは持っていないのですか。	経営改革大綱は、本市として初めて長期計画と同時に策定した行財政改革にかかる計画で、基本構想において「自立的都市経営の推進」として包含しています。そのため前期基本計画においては、大綱の策定とその目的及び基本理念、計画期間、経営改革の基本的な考え方、目標、方向性まで、第一次経営改革大綱そのものを計画に一体化する形をとっています。長期計画につきましては、第三者機関である長期計画審議会の中でご審議いただいています。なお、今後につきましては、新たな会議の在り方を含め、設置について検討してまいります。
26	103	Ⅲ-2 重点プロジェクト3 協働型社会の構築	自治基本条例・まちづくり条例の制定が基本になる。	文教住宅都市憲章の中に「まちづくりの理念」「市民の務め」「市長および関係機関の務め」が記述され、自治基本条例の根本となるべき事項は既に制定しております。また、個別の事項は、個別条例・各種指針等において構築されており、現時点で自治基本条例の制定は考えておりません。
27	105	Ⅳ-1 成果指標と実施計画	「具体的な成果指標などは『実施計画』で示す」としていますが、「前期基本計画」の6年間の目標値や成果について、少なくともその方向性をこの「基本計画」で示すべきです。	基本計画は将来都市像を実現するための施策の方向性を示したものです。具体的な事業やそれらに伴う目標は、今後策定する実施計画で示してまいります。
28	105	Ⅳ-1 成果指標と実施計画	主な事業の実施予定と事業費は本基本計画に記載し、「実施計画」の施策の方向性を明確にすべきです。	No.27のとおりです。
29	105	Ⅳ-1 成果指標と実施計画	主な事業の実施予定と事業費に関しては、武蔵野市の「長期計画」が参考になります。本市の「前期基本計画」と武蔵野市の「長期計画」を比較して、行政は、どの様な評価をしますか。	前期基本計画(案)には、施策展開の方向性と、経営改革の理念を掲げており、今後の市政運営の指針となる計画と考えております。個別事業や事業費については、実施計画に掲載してまいります。